第40号議案

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年5月11日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状 を有する者
- 第11条第3項に次の1号を加える。
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。